

報告第 10 号

小城市重要文化財の指定解除について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 5 月 22 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

小城市重要文化財が佐賀県重要文化財に指定されたことに伴い、小城市文化財保護条例第 5 条第 5 項の規定により、小城市重要文化財の指定を解除したことを告示したため報告する。



小城市教育委員会告示第2号

小城市文化財保護条例（平成17年小城市条例第95号）第5条第5項の規定により、次の小城市重要文化財の指定を解除する。

小城市重要文化財（考古資料） 重第29号
丁亥年銘刻書紡錘車 1点

令和7年5月2日

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎



1 種 別	佐賀県重要文化財（考古資料）
2 名称及び員数	ていがいねんめいこくしょぼうすいしや 丁亥年銘刻書紡錘車 1点
3 指定年月日	令和7年5月2日（重第263号）
4 所在の場所	佐賀県小城市小城町158-4（小城市立歴史資料館）
5 所有者の氏名及び住所	小城市 佐賀県小城市三日月町長神田2312-2
6 概 要	

本資料は、脊振山系の天山南麓の扇状地上に位置する小城市丁永遺跡からの出土である。丁永遺跡は弥生時代から中世にかけての集落跡であり、平成19年度に丁永遺跡2区の発掘調査が実施され古墳時代から平安時代にかけての堅穴住居跡や土抗、溝跡等が検出されている。本資料は、そのなかの小穴（遺構番号P070）より出土した。

紡錘車とは、穿孔を施した円盤型の石製品または土製品（紡輪）に、軸棒（紡莖）を差し、回転させて繊維に撚りをかける道具である。紡錘車の両面や側面に文字を刻むものを「刻書紡錘車」と呼ぶ。

紡錘車に刻まれる文字としては、人物名や地名、年号、日付、願文（仏教信仰にかかわる文言）などが挙げられる。その用途としては、明確な結論はいまだに出ないが、紡織にかかわる祭祀・儀礼等の行為で使用されたと考えられており、刻まれる文字はそれらの行為にかかわった人物や集団、郷名などを表していたとみられる。

本資料は一部欠損しているものの使用時の形態を良好に保っており、直径4.58cm、厚さ0.75cm、孔径0.77cmを測り、重量は27.5gである。材質は片状蛇紋岩（滑石を含む可能性）である。断面長方形を呈し、上面には「丁亥年 六月十二日 □ 梶十□□」と線刻されている。刻書の際には鋭い針状の金属器が使用されたとみられる。

記されている内容は「年・月・日＋人名」と考えられ、「年」・「月・日」・「人名」のそれぞれの節毎に約90度向きを変える。積文は「丁亥年 六月十二日 □ 梶十□□」で、人名部分は「亦梶十萬呂」もしくは「赤梶十萬呂」と読める。刻まれた文字は中国六朝風の古様の字体の特徴をよくあらわしている。また、本資料に刻書された干支表記は大寶律令施行（西暦701年）以前の木簡にみえる書式で、大寶律令施行以降は年号表記が通例となる。刻まれた文字の特徴や共伴した土器片の観察から、本資料は「丁亥年」＝西暦687年にあてることができる。

7 指定の理由

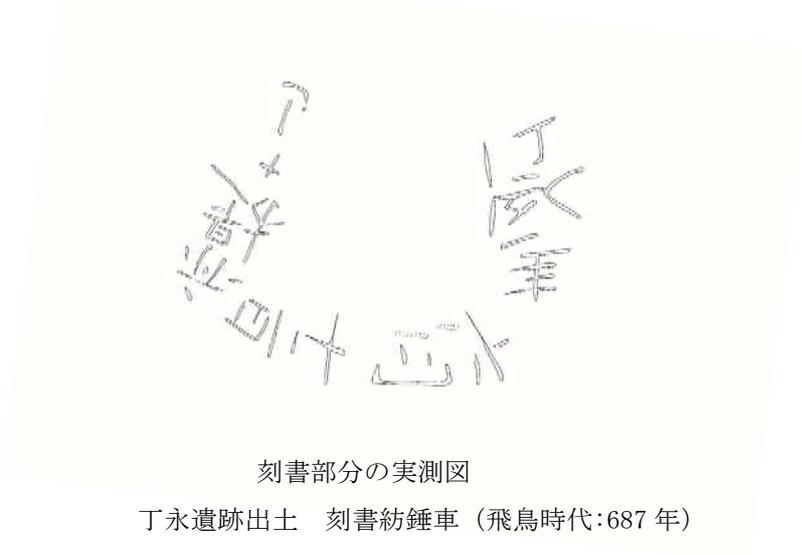
刻書紡錘車は関東地方に集中して分布しており、九州地方における出土事例は本資料を含め長崎県大村市竹松遺跡や佐賀県鳥栖市門戸口遺跡のみと希少であり、本資料は、これらに先だち九州地方において初めて発見された事例である。さらに、本資料は現時点で、日本国内で出土している紀年銘を有する刻書紡錘車の中で最古の年代を刻むものである。

以上のことから、佐賀県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき佐賀県重要文化財に指定し、その保存及び活用を図るものである。

8 その他参考となるべき事項

(参考文献)

- ・太田 正和 2010「丁亥年銘刻書紡錘車について」『北小路遺跡1・2区 丁永遺跡1・2・4・5区』小城市文化財調査報告書 第9集 小城市教育委員会
- ・高島 英之 2014「記年銘刻書紡錘車の基礎的研究」『日本古代の国家と王権・社会』塙書房
- ・高島 英之 2019「東北及び九州出土古代刻書紡輪の歴史的意義について」『東北及び九州出土古代刻書紡輪の歴史的意義について』第37集 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- ・高島 英之 2023「刻書紡輪」『墨書土器と文字瓦―出土文字史料の研究―』吉村武彦・加藤友康・川尻秋生・中村友一編 八木書店



刻書部分の実測図

丁永遺跡出土 刻書紡錘車 (飛鳥時代:687年)